

## 業績目標 1-3-3：不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

## 上記目標の概要

国税における不服申立制度は、簡易迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

また、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われ、平成28年4月1日から改正国税通則法が施行されたことから、新たな不服申立制度の定着に向けて適切に取り組めます。

## (上記目標を達成するための施策)

業1-3-3-1： 不服申立ての適正・迅速な処理

業1-3-3-2： 裁決事例の公表の充実

業1-3-3-3： 改正不服申立制度の定着に向けた取組

## 業績目標1-3-3についての評価結果

## 業績目標についての評定

S 目標達成

## 評定の理由

全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。  
なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

## 業績の分析

## (必要性・有効性・効率性等)

簡易迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。

(中略)

審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、適切な進行管理を行ったことにより、適正・迅速に処理しました。

裁決事例のホームページへの公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに38事例を公表し、その充実を図りました。

また、改正不服申立制度については、税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対して適切かつ丁寧に説明するなど、制度の定着に向けて取り組みました。

<b>施策</b>	<b>業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理</b>						
<b>測定指標 (定量的な指標)</b>	[主要]業1-3-3-1-A-1：「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合 (省略)						
	[主要]業1-3-3-1-A-2：「審査請求」の1年以内の処理件数割合						(単位：%)
	<b>会計年度</b>	<b>平成25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度</b>	<b>達成度</b>
	<b>目標値</b>	95	95	95	95	95	○
	<b>実績値</b>	96.2	92.2	92.4	98.3	99.2	
	(出所) 国税不服審判所調						
	(注) 平成29年度の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定しています。						
	<b>(目標値の設定の根拠)</b>						
	審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28年度の目標値を引き続き設定し95%としています。						
	<b>(目標の達成度の判定理由)</b>						
国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、その適正さを担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問」(パンフレット)などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理の手続や審理状況の透明性に十分配慮しました。							
また、納税者の正当な権利利益の救済を迅速に図ることも制度の目的の一つであることから、進行管理を徹底し、平成29年度においては、前年度から繰り越された1,936件と新たに審査請求のあった2,953件のうち、2,475件を処理しました。そのうち2,456件が審査請求から1年以内に処理したもので審査請求の1年以内の処理件数割合は99.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。							
経済取引の広域化・国際化を背景とする事件などは、関連する者が多数に上ることから取引の内容や流れが複雑で、これらに係る追加的主張やその主張を根拠付ける証拠が複数回にわたって提出されるなど、争点整理や事実の確認に長時間を要して裁決までに1年を超える場合がありますが、引き続き、適時・的確な争点整理及び証拠収集や適切な進行管理を行うなどして、適正・迅速な処理に努めることとしています。							
なお、国税不服審判所においては、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより事件の中立性・公正性を一層高めるため、事件を担当する国税審判官の半数程度を特定任期付審判官として外部登用しており、平成29年度においては民間専門家を15名採用しています。							
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成						
<b>評価の理由</b>	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

業1-3-3-1に係る参考情報

参考指標 1：再調査の請求の状況  
(省略)

参考指標 2：審査請求の状況 (単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
期首繰越件数	2,788	2,570	1,620	1,407	1,936
請求件数	2,855	2,030	2,098	2,488	2,953
処理件数	3,073	2,980	2,311	1,959	2,475
請求認容件数	236	239	184	241	202
請求認容割合	7.7	8.0	8.0	12.3	8.2
期末繰越件数	2,570	1,620	1,407	1,936	2,414

(出所) 国税不服審判所調

(注) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

参考指標 3：訴訟の状況 (単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
期首係属件数	337	299	256	225	210
発生件数	290	237	231	230	199
終結件数	328	280	262	245	210
原告勝訴件数	24	19	22	11	21
原告勝訴割合	7.3	6.8	8.4	4.5	10.0
期末係属件数	299	256	225	210	199

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調

(注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告(納税者)の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

<b>施策</b>	<b>業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実</b>		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]業1-3-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実		
	<b>目標</b>	<p>裁決事例の公表の充実を図るため、有用性のある裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>(実績) 新たに38事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど公表事例の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 裁決事例の公表の充実を図るため、平成29事務年度は、引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに38事例を国税不服審判所ホームページ (<a href="http://www.kfs.go.jp">http://www.kfs.go.jp</a>) に掲載・公表したことから、国税不服審判所ホームページには、平成4年から29年までにされた裁決の中から1,720事例を掲載しています。</p> <p>また、参考判例がある場合は、引き続き裁決事例ごとに、これを付記した上で、国税不服審判所ホームページに掲載・公表するなど、裁決事例の公表の充実積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-3-2に係る参考情報

参考指標 1：国税不服審判所ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	1,473	1,277	1,334	1,510	1,762

(出所) 国税不服審判所調

(注) 国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨(平成8年7月以降のもの)、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

<b>施策</b>	<b>業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]業1-3-3-3-B-1：改正不服申立制度の定着に向けた取組		
	<b>目標</b>	<p>改正不服申立制度の定着に向けて、制度の広報に取り組むとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>不服申立制度の改正の趣旨が、公正性・使いやすさの向上にあることを踏まえ、制度の広報や各種手続の説明を通じて、改正不服申立制度を定着させることは、納税者の正当な権利利益の救済を図る上で重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>（実績）</p> <p>改正不服申立制度の内容について、税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対してはパンフレットを用いるなどして適切かつ丁寧に説明するなど、改正不服申立制度の定着に向けて取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>改正不服申立制度の内容について、広報に努めるとともに、不服申立人に対して適切かつ丁寧に説明するなど積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評価</b>		s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

<b>各施策の評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p><b>（業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理）</b> （中略）</p> <p>また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配慮しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行い、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めます。</p> <p>処理に当たっては、個々の事件の態様に応じた進行管理の徹底を図り、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、主張の整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めます。</p> <p><b>（業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実）</b></p> <p>裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図ります。</p> <p><b>（業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組）</b></p> <p>平成28年4月に改正不服申立制度が施行され、これまで、その制度内容について、国税庁や国税不服審判所の各ホームページにおける広報や税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対してはパンフレットを用いるなどして適切かつ丁寧に説明するなど、その定着に向けて取り組んだ結果、定着が図られたと考えられることから、当該施策は廃止します。</p>
--------------------	---